11月は「児童虐待防止推進月間」です

～あなたの「もしや…」が子どもを救う～

虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。

子どもを虐待から守るためには、親の立場より何よりも「子どもの立場が最優先」されなければなりません。そして、それができるのは「地域の皆さん」と「関係機関」の連携です。

皆さんの周りに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐに最寄りの市の窓口や児童相談所に連絡（通告）してください。また、連絡した人が特定されないよう、秘密は守られます。皆さんの積極的な行動が、子どもを虐待から守ります。

児童虐待とは

●**身体的虐待**
なぐる、ける、首をしめる、熱湯をかける、たばこの火を押し付ける、おぼれさせる等

●**性的虐待**
性的行為を強要する、ポルノの被写体にする等

●**保護・養育の怠慢・拒否（ネグレクト）**
食事を与えない、ひどく不潔のままにする、自動車や家に置き去りにする、家に閉じこめる等

●**心理的虐待**
「産むんじゃなかった」「死んでしまえ」などひどい言葉で傷つける、無視する、兄弟で差別する等

これも児童虐待にあたります

●**保護者以外の同居人による虐待を放置すること。**
（ネグレクトにあたります）

●**子どもの目の前で配偶者などからの暴力**
（ドメスティック・バイオレンス）を行うこと。

子どもを虐待から守るための５カ条

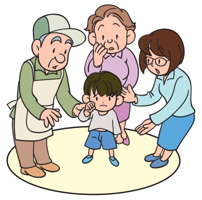

1. **「おかしい」と思ったら迷わず通告**
通告は義務であり権利です。
2. **「しつけのつもり…」は言い訳**
子どもの立場で判断しましょう。
3. **ひとりで抱え込まない**
「助けを求める」「相談する」など、あなたにできることから、すぐに実行しましょう。
4. **親の立場よりも子どもの立場を**
子どもの命が最優先です。
5. **虐待はあなたの周りでも起こりうる**
特別なことではありません。

児童虐待を未然に防ぐために

●**現在、子育て中の人は、ひとりで悩まないで相談を！！**
子育てが不安だったり、負担だと思われたときは、周囲の人や相談機関に助けを求めることが大切です。人に助けを求める「勇気」を持ちましょう。

●**周囲の人は…**
育児不安に悩む親の相談相手になったり、孤立を防ぐようにあいさつや手伝いをするなど、手をさしのべてください。親のネットワークを広げていけば、子育てへの支援が増え、親の負担も軽くなってきます。

虐待が疑われたら、すぐに連絡を!!（秘密は厳守されます）

福祉事務所地域福祉課、各総合支所の市民課、またはお近くの民生委員・児童委員へ連絡ください。

連絡先・お問い合わせ　福祉事務所 地域福祉課　℡050-3381-5051　子育てテレフォン　℡0957-82-3837
長崎こども・女性・障害者支援センター（児童相談所）　℡095-844-6166

年末調整や確定申告には社会保険料控除証明書が必要です

● 国民年金保険料は、全額が社会保険料控除（非課税）の対象です。

● 年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付等が必要です。
11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の時期まで大切に保管してください。

問１「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を１２月３１日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

答１ 今年分として申告できます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付等する必要があります。

問２ 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

答２ 世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した人がその保険料を申告することができます。

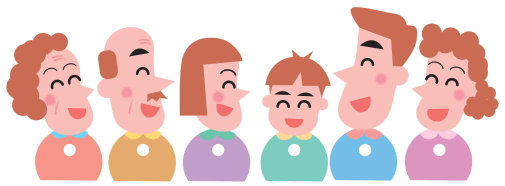

お問い合わせ　社会保険庁 控除証明書専用ダイヤル ℡0570-00-9911
（11月1日～平成20年3月14日　平日 9:00～17:00）

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金
国民年金基金があります

国民年金基金は、少しでもゆとりある老後を過ごすことができるように国民年金（老齢基礎年金）に上乗せ給付をする公的な年金制度です。加入できる人は、自営業などの第１号被保険者の人で、国民年金の保険料を納めている人が任意で加入することができます。

農業者年金に加入している人や国民年金の任意加入被保険者、付加年金加入者、保険料を免除している人は加入できません。

加入者は受けたい年金額などに応じて、口数と給付の型を選択し、国民年金の保険料とは別に基金の掛け金を納めます。月額６８，０００円の範囲内で何口でも掛けられます。支払った掛け金は、全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で税金が軽減されます。また、受け取る年金については、公的年金などの控除が適用されるため、民間の個人年金などと比較しても有利です。

いったん加入すると自由に脱退することはできません。ただし、別の都道府県に住所を移動したり、サラリーマンになったりして国民年金の第１号被保険者でなくなった場合などは脱退することになります。

（※運営は社会保険庁ではありません）

お問い合わせ　長崎県国民年金基金　FreeDial 0120-65-4192
ホームページ http://www.nagasaki-kikin.or.jp/